

東京音楽大学校友会 会員各位

任期満了に伴う役員改選実施について

会員の皆様には、平素より校友会活動へのご理解、ご協力をいただきありがとうございます。どうぞございます。

さて、2026年5月1日付「校友会ウェブサイト」にて告知いたしました役員改選の実施要綱は下記のとおりです。

記

このたびの選挙（会長）は、本会会則※及び選挙規程（細則）に則って役員改選を実施し、総会の場において選出承認されるものです。

※ 第3章 役員 第10条(役員を選出)及び 第11条(役員任期)
(役員選出)

第10条 本会の役員選出は、会長のみが本会の総会において選出され、その他の役員は会長が任命し、総会での承認を得る。

(1)会長は、会員より選出する。

(2)会長、副会長は支部との役員を兼任できない。

(3)顧問及び相談役は、必要に応じ役員会にて選任する。

(役員任期)

第11条 会長の任期は選出された期日より2年間とし、再任は3期までとする(最高6年まで)。

2. 役員が会員の資格を喪失した場合は、その役員はその地位を失う。

【選挙規程】

(立候補の届出)

会長に立候補する者(本会会員の資格を有する者)は、2026年5月25日～5月31日までに、校友会本部選挙管理委員会宛(info@tcm-koyukai.jp)にメール添付により、書面をもってその意思を届け出るものとする(プロフィール・顔写真、立候補に際しての抱負、推薦書7名分を添え提出。何れもA4判にて書式は自由)。

(候補者の確定)

立候補届け出の締切り後、1週間以内に候補者の資格審査を行い、候補者を確定する。

(会長選出)

候補者が複数の場合は、総会当日の出席者による選挙投票により上位 2 名を選出し、決選投票を実施し、得票数の多い候補者が会長に選出される。

但し、候補者が 1 名の場合は、その 1 名のみが会長候補者となり、総会において承認を得るのみとする。

(会長以外の役員選出)

選出された会長はその他の役員を選任し、総会においてその承認を求めるものとする。

(選挙結果の公表)

総会后、その選挙結果を校友会ウェブサイトにて公表する。

以上

2026 年 5 月 12 日

東京音楽大学校友会 2026 年度選挙管理委員会